

第一章 組織

○蒲郡市幸田町衛生組合処務規程

(昭和四十九年八月十二日訓令第 第一号)

改正
昭和五五年 四月 一日訓令第 一号
昭和六一年 四月 一日訓令第 一号
昭和六一年 九月 一日訓令第 二号
平成一一年 三月三〇日訓令第 二号
平成一七年 二月 〇日訓令第 二号
平成二八年 七月 四日訓令第 一号
令和 二年 三月三〇日訓令第 一号

(趣旨)

第一条 蒲郡市幸田町衛生組合の庶務については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(組織)

第二条 事務所に庶務係及び業務係を置く。

第三条 事務所に参与及び所長を置く。

2 事務所に副参与及び所長補佐をおくことができる。

3 係に係長を置く。

(事務分掌)

第三編 行政一般 (蒲郡市幸田町衛生組合処務規程)

B (蒲郡衛生二八)

第四条 各係の事務分掌は、次のとおりとする。

庶務係

- 一 組合の議会及び議員に関すること。
- 二 公印の保管に関すること。
- 三 組合の条例、規則等の制定、改廃に関すること。
- 四 組合の人事並びに服務に関すること。
- 五 文書の收受、発送及び保管に関すること。
- 六 予算並びに決算に関すること。
- 七 予算の執行事務に関すること。
- 八 使用料等の納付に関すること。
- 九 監査事務に関すること。
- 十 他の係の所管に属さない事項に関すること。

業務係

- 一 し尿処理及び火葬に関すること。
- 二 処理場及び斎場の維持管理に関すること。
- 三 処理場及び斎場の運営に関すること。

(参与等の職務)

第五条 参与、所長及び係長は、上司の命を受けて組合の事務を掌理し、組合の職員を指揮監督する。

(副管理者の専決事項)

第六条 副管理者 (蒲郡市幸田町衛生組合管理者の職務を代理する副管理者)の順序を定める規則 (平成十一年蒲郡市幸田町衛生組合

規則第一号）により第一順位に定められた者をいう。以下この条、別表第一、別表第二及び別表第三において同じ。）の専決事項は、次のとおりとする。

- 一 別表第一、別表第二及び別表第三に定める副管理者の決裁区分に属する事項に関すること。
- 二 競争入札の指名願の受付に関すること。
- 三 財産及び物品の事故報告に関すること。
- 四 職員のパ賠償責任の審査に関すること。

（参与の専決事項）

第七条 参与の専決事項は、次のとおりとする。

- 一 別表第一、別表第二及び別表第三に定める参与の決裁区分に属する事項に関すること。
- 二 定例的な事務、事業の計画の樹立及び実施に関すること。
- 三 公印の作成、改廃に関すること。

（所長の専決事項）

第八条 所長の専決事項は、次のとおりとする。

- 一 別表第一、別表第二及び別表第三に定める所長の決裁区分に属する事項に関すること。
- 二 文書の收受及び発送に関すること。
- 三 台帳等の記録整備に関すること。
- 四 財産及び物品の定例的な管理に関すること。
- 五 処理場及び畜場の使用許可に関すること。
- 六 時間外及び休日勤務命令に関すること。

- 七 軽易又は定例的な申請、申告、届出、照会、回答、調査、報告、通知、通達、進達及び副中等に関すること。
- 八 処理場及び畜場の維持管理に関すること。
- 九 文書の整理保存並びに廃棄に関すること。

（準用規程）

第九条 この訓令に定めるもののほか、事務処理及び文書の取扱い等については、蒲郡市の例による。

附 則

この訓令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年訓令第一号）

この訓令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年訓令第一号）

この訓令は、昭和六一年九月一日から施行する。

附 則（昭和六一年訓令第二号）

この訓令は、昭和六十一年九月一日から施行する。

附 則（平成一年訓令第二号）

この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年訓令第二号）

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年訓令第一号）

この訓令は、平成二十八年七月十三日から施行する。

附 則（令和二年訓令第一号）

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

別表第1

人 事 関 係

決裁事項		決裁区分		管 理 者	副 管 理 者	参 与	所 長	
		管 理 者	副 管 理 者					
任 免		一 般 職 員		←	←	会計年度任用職員 非常勤職員	←	
事務分担の決定							職 員	
給 与	昇 給	一 般 職 員		←	←	会計年度任用職員 非常勤職員	←	
	手当の認定	特殊な手当		全 職 員	←	←	←	
		その他手当						全 職 員
	被服貸与						全 職 員	
	源泉徴収所得税等の控除						全 職 員	
認 裁 定	退職手当	算定基準の定ま っていないもの		←	←	←	算定基準の定ま っているもの	
	公務災害補償			全 職 員	←	←	←	
服 務	勤務条件	全 職 員		←	←	←	←	
	休暇の承認						全 職 員	
	旅 行 命 令	管 内						全 職 員
		県 内			参 与	副 所 参 与	参 与 所 長	職 員
県 外				参 与	参 与	そ の 他 員		
	身分、身上に関する こと						全 職 員	

別表第2

財 務 関 係 (1)

(単位、万円)

決裁事項		決裁区分		管 理 者	副 管 理 者	参 与	所 長	
財	取 得	購 入 (借入)		4,000以上	4,000未満	←	←	
		寄附・贈与 の受納	負担付	全 部	←	←	←	
			その他	100以上	100未満	←	←	
産 理	管	登 記 ・ 登 録					全 部	
		損 害 保 険				全 部	←	
		用廃 途止 の等 変更、	施設の設置・ 廃止		全 部	←	←	←
			路線の認定・ 変更・廃止		全 部	←	←	←
			その他用途の 変更・廃止			全 部	←	←
		道路等の占用・使用 の許可						全 部

別表第3

財 務 関 係 (2)

(単位 万円)

決裁事項		決裁区分		管 理 者	副管理者	参 与	所 長	備 考	
物 品	取 得	寄付・ 贈与の 受納	負担付	全 部	←	←	←		
			その他	100以上	100未満	50未満			
		借 入				200以上	200未満		
	管 理 分 処	貸 付					全 部	←	
		交 換					全 部	←	
		不用の決定と処 分						全 部	
譲 渡		譲与・減額					全 部	←	
	そ の 他					全 部	←		
予 算 決 算	予算の編成・決算の 確定			全 部	←	←	←		
	予算の執行計画			全 部	←	←	←		
	予備費の充用						全 部	←	
	歳出予算の流用							全 部	
	節 節 の 新 設						全 部	←	
収 入	収 入 行 為 の 承 認	使 用 料						全 部	
		国庫支 出金・ 県支 出金	交 付 申 請 報 告 求				20以上	20未満	
							20以上	20未満	
	財 産 収 入							全 部	
	寄 付 金	負担付	全 部	←	←	←			
		その他	100以上	100未満	←	←			
	組 合 費		一 借 含 む				全 部		
そ の 他				異例重要 なもの			定例的な もの		
歳 入 の 調 定							全 部		

D〔蒲郡衛生二〇〕

減 免			定まつた 基準によ らないも の	←	定まつた 基準によ るもの		
誤払金等の戻入命令					全 部		
不 納 欠 損 処 分		全 部	←	←	←		
支 出	執 行 伺	工 事 造 作	施行の定	15000以上	15000未満	10000未満	1000未満
			予 定 格 決		5000以上	5000未満	1000未満
		委 託 物 品 等	施行の定	5000以上	5000未満	3000未満	500未満
			予 定 格 決			500以上	500未満
	単価契約の締結				全 部	←	
	支 出 行 為 の 承 認	交 際 費			5 以上	5 未満	2 未満
		需 用 費			3000以上	3000未満	200未満
		負担金、補助及び交付金のうち補助金、交付金		1000以上	1000未満	500未満	50未満
		補償、補償及び賠償金のうち	補償金	2000以上	2000未満	100未満	←
			賠償金	50以上	50未満	20未満	←
		償還金、利子及び割引料					全 部
		寄 附 金		50以上	50未満	←	←
	工事、製造の請負契約の締結		9000以上	9000未満	5000未満	1000未満	
	そ の 他		異例、重要なもの又は1000以上	1000未満	500未満	200未満	給料、職手当等、単価契約によるものは所長
	支 出 命 令				1000以上	1000未満	支出負担行為の区分を上回る場合は支出負担行為

D [蒲郡衛生二〇]

概算払、前金払の請求、精算			500以上	500未満	決議の区分による。ただし、精算は全部所長
過誤納金の還付、充當命令				全部	
振替・更正命令				全部	